

ねっと 群文協

2016.9.30

目 次

講演録「宮城県白石市における地域史料の保存」… 1~6	平成28年度説明会の概要 ……………… 7~8
平成28年群文協総会 ……………… 6, 7	

平成27年度 文書（地域史料）等保存活用研修会

講演録 「宮城県白石市における地域資料の保存」 ～資料館のない自治体の歴史資料保全活動～

宮城県白石市図書館 奉仕整理係長 櫻井和人氏

はじめに

白石(しろいし)市は、宮城県の最南部に位置し福島県との県境にあります。人口は約3万6千人で、古くから交通の要所として発展しました。市内には白石蔵王駅という新幹線の駅もあり、東京まで2時間程度です。

白石は、伊達政宗の重臣として有名な、片倉小十郎の城下町です。平成7年には白石城が当時の工法によって復元され、多数の方が訪れてています。白石市にとって、歴史は重要な資源（財産）であり、歴史を核にしたまちづくりを進めています。

そんな白石市の、歴史資料保存にかかる体制ですが、博物館・史料館・公文書館などの施設は設置されておりません。教育委員会生涯学習課文化財係の職員2~3名が担当しています。この職員は、博物館建設準備室や中央公民館等他の係を兼務しており、片や発掘へ、片や文書調査へ、また子どもとふれあう活動へなど、様々な業務を担当している現状にあります。

今回の講演では、当市のように、歴史資料を専門に取り扱う施設を持たない小さな自治体が行つ



た保全活動について、その過程や現状、またそこから見えてきた課題、反省点などを報告したいと思います。

1 歴史資料保全活動が始まるまで ～市史編さん事業の終了以降～

(1) 市史編さん事業の終了

本市では、昭和40年からスタートした『白石市史』編さん事業が、昭和62年に終了しました。それまでは専ら、市史編さん室が歴史資料を担当していましたが、以後は、教育委員会社会教育課（現在の生涯学習課）文化財係が担うことになりました。当時、文化財係は埋蔵文化財の調査が業務の中心であり、人員は概ね2名ということもあります。歴史資料に関してはなかなか手がつけられない状況にあったようで、積極的、継続的な調査・保全は行っていませんでした。その結果、平成17~18年頃の状況として、市史編さん時に調査した史料に散逸の事例が多数見られました。また、市民からは「連絡したのに無視をした・その後の連絡がない」など、強い不信感を持たれていました。

(2) 白石古文書の会の活動

歴史資料に対して対応できない行政、そしてそ

の行政へ市民からの不信感が募る一方、市民主体のサークル『白石古文書の会』が活躍してくれるようになっていきました。『白石古文書の会』は、昭和50年代後半に中央公民館で開催した古文書講座が母体となっています。現在も、毎週水曜日の午前に市図書館で古文書解説などの活動を行っています。そして、市の史料保全活動や調査・整理活動に取り組んでおり、これまで4冊の報告書も発行しています。このように、市民主体による史料調査が継続的に行われていたということが、白石市にとって幸いな事でした（「白石古文書の会」の取り組みについては、『古文書研究』第75号で紹介しています）。

2 博物館建設準備室の設置前後

このような本市の状況において、新たな動きがありました。それが博物館建設準備室の設置です。平成16年に「博物館建設構想委員会」が設置され（しかしそれから10年以上経過していますが、未だに博物館は建設されておりません）。その経緯につきましては、今回は割愛させていただきます）、市の史料保全の体制や取り組みも変わってきました。平成18年4月には博物館建設準備室が、同年9月には博物館建設委員会が設置され、大学の先生方を交えて検討会等がスタートしました。

（1）歴史資料の所在調査

市では博物館建設に向け、白石市内の歴史資料の所在調査を開始しました。始めの頃は博物館建設の意気込みが市にもあり、建設委員会の委員と市の職員が寺社仏閣を中心に所在調査を行っていました。しかし徐々にその予算が尽きて、市民中心（研究者・文化財友の会・白石古文書の会など市民サークル）の調査になっていきました。これが後の文化財レスキーに繋がっています。調査の実績として、平成17～22年頃までに124件の市の調査を行うことができ、ある程度の史料所在の概要が把握できました。同じ頃、博物館建設に関連して、市の教育委員会で学芸員が2名採用されるという画期的なこともありました。

（2）遠藤家文書・中島家文書の発見と保全

市の史料保全の体制の変化に弾みをかけたのは、遠藤家文書・中島家文書の発見と保全でした。遠藤家・中島家は仙台藩伊達家の重臣のお宅であり、その文書群が白石市から発見されました。

発見の経緯は、平成21年2月に『白石古文書の会』

の会員の方から市教委に、「知り合いの家に沢山の古文書類があるので見てもらえないか。」との電話連絡がはじまりでした。実はこの連絡を下さった会員の方は、文書の存在を前から知っていたようですが、市に対する不信感等のため、今まで連絡をすることができなかったとのことでした。しかし、博物館建設が立ち上がってからの数年間の市の取り組みを見て、市の教育委員会への不信感も少し和らいだとのことでの連絡をいただきました。

その後、市教委職員が訪問・調査を行いましたが、史料の数が膨大であったため、尚絅学院大学の千葉正樹教授を通じて『NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク』（以下 宮城資料ネット）を紹介していただきました。この宮城資料ネットは、平成12年頃からの宮城県群発地震による蔵の倒壊や史料の散逸を受けて、それらを防ぐ目的で設立されたNPO法人です。理事長は当時の東北大学教授でありました平川新先生であり、役員の方々も仙台圏にある大学の先生方等で構成されておりました。また、われわれ市町村の職員も会員になっております。

宮城資料ネットの平川新理事長・佐藤大介事務局長のお二人にお越しいただいたところ、数千点にも及ぶ文書群の中に戦国時代以前の文書が発見されました。そこで文書の所有者に史料の説明を丹念に行なったところ、市教委に史料の寄託を受けることができました。

その後、2回（延べ4日間）に分けて史料の保全活動を行いました。活動には宮城資料ネットの会員を中心に、県内外の大学及び研究機関の研究者・院生・学生、白石古文書の会が参加し、第1回史料保全活動では2日間で延べ71名が参加しました（史料の写真をとって、1点ずつ封筒にいれていく作業が中心）。平成22年3月に行なわれた第2回史料保全活動でも、2日間延べ66名と多くの方に参加していただきました。その結果、数多く（5,092点 H27.7現在）の貴重な史料を保全することができました。

この保全活動については、史料の発見が突然だったこともあります、白石市に予算がまったくありませんでした。そこで宮城資料ネットから段ボールや中性紙封筒など、使用する道具類を譲り受けて活動を行なっていました。物資に関しても、人員に関しても市教委単独では到底不可能な活動がありました。本当に関わっていただいた皆様のお力のおかげであり、多くの人的・物的支援によって実現したものでした。

その後、遠藤家文書については、東北大学柳原敏

昭教授・東北学院大学七海雅人教授・仙台市博物館市史編さん室菅野正道室長が中心となり、戦国文書の調査が進められました。平成23年12月には報告書『伊達氏重臣遠藤家文書・中島家文書～戦国編～』が刊行され、歴史シンポジウムin白石「南奥羽の戦国世界～遠藤家文書に見る戦国大名の外交～」も開催されました。歴史シンポジウムには中世戦国時代専門の先生方をお招きし、県内外から400人以上が参加するなど、大盛況で終えることができました。

このように遠藤家文書・中島家文書の発見をきっかけに、【民・学・官】の3者協働による歴史資料保全の取り組みがスタートし、報告書・シンポジウム開催という一定の成果にまで辿り着くことができました。

3 レスキュー事業の推進

(1) 記録と記憶のレスキュー事業

遠藤家文書の大発見を受けて、市内に眠る第2、第3の遠藤家文書があるかもしれない、関係者の間で「史料レスキュー」に向けての機運が高まりました。ゲームや書籍などの戦国関係のブームや白石市の観光客の増加も機運の高まりの後押しとなっていました。教育委員会生涯学習課文化財係でも、この気運の高まりの中様々な事業計画等を考えましたが、「予算がない」・「人手がない」ということで思うように前進することができずにいました。

そこで、県の文化財保護課に何度も相談を願い出たところ、平成22年度地域伝統文化総合活性化事業（当時10割補助の国庫事業）を紹介していただき、この事業にエントリーしたところ採択されました。この採択を受け、本市で本格的にレスキュー事業を立ち上げることができました。事業は『白石古文書レスキュー事業』の名称で、「記録のレスキュー」と「記憶のレスキュー」の2本柱で活動を行うこととしました。

(2)「白石古文書レスキュー事業」

①記録のレスキュー

遠藤家文書のレスキュー時における、宮城資料ネットの調査方法から学び、『白石市史』等の関係文献から資料を持っていると思われるお宅をリストアップし、電話確認の上で直接訪問しました。また、『広報しろいし』に特集記事を掲載し、レスキュー事業を市民に広くアピールしました。そして、市教委職員と古文書の会会員等で「白石古文書レスキュー隊」を結成し、平成22年9月～翌年3月ま

でに30件の訪問調査を行うことができました。広報でのアピールや調査活動は、市民からの反響もあり、史料についての多数の連絡をいただくことができました。

②記憶のレスキュー（聞き取り調査）

これは、人の記憶の中にしまってある、郷土の大切な情報を記録する取り組みとして、聞き取り調査を中心とした調査活動です。聞き取り調査にあたっては、平成23年2月28日、小谷竜介氏（宮城県教育文化財保護課：当時）を講師に迎え、調査の方法をレスキュー隊員が学ぶ研修会を実施し、本格的始動に備えました。しかし、この後すぐに東日本大震災があり、様々な状況の変化から、計画したレスキューは思ったようにはいきませんでした。

(3) 文化財収蔵室の整備（平成22年度～）

「白石古文書レスキュー事業」がスタートし、人の動きを活性化させることができましたが、本市では史料の保管場所や資材が皆無という決定的な問題がありました。補助事業の採択により、資材（中性紙封筒・箱など）の不足問題はほぼ解消することができました。しかし保管場所については、重要な文書群があるにもかかわらず、中央公民館等の空きスペースを利用して分散保管するなど、保管状態はよいものではありませんでした。そこで県に相談したところ、地元の高校の移転統合に伴って旧白石高等学校校舎に空きができるとのことであり、校舎の家庭科実習棟と倉庫棟を借りることができました。その場所を借用し改修（出入口の網戸・窓に石膏ボードを立て遮光するなど、資料保存のための環境整備）し、保管場所を確保することができました。家庭科実習棟は、床面積300m²で、1Fが特別収蔵室・作業室・資材室で2Fが収蔵室となっています。倉庫棟は、床面積161.28m²で、1Fが作業室・収蔵室になっており2Fが収蔵室となっています。資料の搬入については、文化財係（2人）だけでは行うことができず、震災復興支援の名の下、新潟大学の考古学研究室のみなさんの支援を受け、搬入をしていただきました。

(4) 民・学・官の協働

遠藤家・中島家文書の保存・活用を図るため、『白石古文書の会』が中心になって、遠藤家・中島家文書の目録作成が行われることになりました。しかし、古文書の会の方々は古文書の読み解きはできるのですが目録の取り方を知らないとのことで、宮城資料ネットより東北大学の先生を講師として派遣していただ

き、概ね月1回のペースで研修を兼ねた全体会（目録取り）を平成22年10月より開催しました。目録取りの手順としては、デジタルカメラで撮影した史料のデータをプリントアウトし、それを古文書の方にお渡して、目録カードに必要な情報を記入していただきました。

以上のように白石市では、震災以前から、既に「レスキュー」と称して市民との協働による歴史資料保全活動が始まっていました。この土台があつたことで、震災後の初動にも大きな差が出たのではないかと感じています。

4 東日本大震災の発生と直後の動き

(1) 白石市の被害と動き

本市は内陸にあつたため、津波による被害はありませんでした。しかし、建物の被害が非常に多く出了ました。

①白石市の被害

死者4名、負傷者18名、住家被害は全壊（全焼含む）41棟、大規模半壊83棟、半壊483棟、一部損壊2,171棟であり、計2,778棟でした。また白石城など、市内の文化財も、史跡・建造物を中心に被害が発生しました。

②文化財担当の動き

3月11日	被災直後 文化財業務に入ることができず、避難所・給水等の対応に追われる。
14日～	避難所業務の合間に被害確認を進めていく。
15日	電話が復旧。宮城資料ネット、県文化財保護課に連絡。
18日	文化財資料整理室の業務が再開され、少しづつ業務を復旧していく。
23日	文化財愛護友の会の協力で、全会員に史料保全と情報提供を呼びかけるチラシを郵送する。
30日	『広報しろいし』（災害特別版）に【歴史語り継ぐためにご協力下さい】を掲載し、市民に連絡の呼びかけを行った。
5月1日	チラシ【歴史資料を捨てないで下さい!!】を市内全戸に配布。
18日	チラシ【歴史資料の保全にご協力下さい】を市内全戸に回覧。 チラシの中の「骨董店に売却しないように」の内容が問題になつたため、もう一度チラシを作成し、配付する。

被災直後は文化財業務を行うことができませんでしたが、人的ネットワークやチラシなどの活用を図り、史料の保全について繰り返し市民にアピールを行いました。

(2) 文化財レスキュー活動

白石市の文化財レスキュー事業では震災直後にあっても、文化財の指定・未指定、所有先問わず、可能なものはすべてをレスキューの対象としていました。そして、実際に史料について電話で連絡がきた場合は、なるべく電話での判断を避けて直接訪問するなど、丁寧な対応を心がけました。

4月初旬頃（地震から2～3週間後）から配付したチラシや広報の効果により、市民から「古いものが出てきた」、「蔵を壊すのだが、中のゴミを見てみないか」等々、多くの問い合わせがありました。加えて、友の会・古文書の会関係者からも連絡が入るようになってきました。友の会・古文書の会関係者には、教員OBや自治会長など地域の顔となる人々が多数居られ、その方々が市民と市教委を繋いでくれていました。そのお力添えもありまして、震災後～H25.7までに89件（史料点数 約15,000点）の訪問調査を行うことができました。そしてそのうち、寄贈26件、寄託4件を受け入れることになりました。実際のレスキューの現場では、取り壊しが始まっている緊急現場へ出向いたり、膨大な史料があつたりと、余震が続く中で大変困難な状況がありました。

5 現在までの動き

(1) 支援と連携

本市はこれまでの調査、保全にあたり、多くの関係者から情報提供・仲介・調査、整理の際の指導・助言や支援を頂きました。また同時に本市でもできることに取り組むため、宮城資料ネットと連携しながら、本市の収蔵資料室を津波による被災資料の保管場所として提供したり、預かった史料の保全活動をしたり連携を図りました。

(2) 活用に向けて

震災で集まった市内の約15,000点の資料を、「もらいつばなし」「しまいつばなし」にならないように、整理・保管することを目標にしています。しかし、常に予算や人手の問題がつきまとっています。そこで、様々な組織との連携を進めています。

①目録作成：協力者に依頼

東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門の荒武賢一朗准教授を通じて、白石市でレスキューした資料を東北大学に運び、学生たちによる資料の目録作成に着手してもらいました。そしてその活動の成果を、報告書にまとめることができました。

また、『白石古文書の会』も引き続き、目録の作成に協力してくれています。

②展示会を開催

『白石城歴史探訪究ミュージアム』(白石城のすぐ脇に設置)にて、年2～3回の展示会を開催しています。その中で、白石市の文化財係も、活動の成果を広くアピールしています。

(3) 営業活動（普及啓発活動）

市内の中央公民館や図書館で行われる講演会で、歴史資料の保全の呼びかけを行っています。講演内容が歴史資料の保全・文化財レスキューに関することなので、歴史の講演会を期待した方々には馴染みが無いようでしたが、ここ最近は普及啓発活動として史料保全の内容に理解を示していただけるようになりました。ほかに、郷土の歴史に興味をもつもらうため、『郷土史講座「白石史」』など各種講演会を開催したりしています。

また、古文書を読める市民を育成したり、理解者を増やすための取組として、古文書講座をはじめています。今では、古文書講座生を母体にサークル化もされており、古文書が読める人材が育成されてきています。

その他にも、我々職員が直接現場に入していくなど、足で稼ぐ営業活動（普及啓発活動）もしております。いろいろな情報を聞きつけ、その情報をもとに直接お宅に訪問させていただいたりしています。情報があれば電話をかけて連絡も取るようにしており、繰り返し粘り強くお話をうかがうようにして、新史料発見につなげるようにしています。

むすびにかえて～課題と反省

震災前から文化財レスキューと称して活動をはじめていると話しましたが、実際のところ、平成23年3月11日の震災に間に合わず計画どおり活動できなかった経緯があります。これは、同年3月27日に計画していた、宮城資料ネットとの合同による白石市内全域の一斉史料所在調査の計画のことあります。本来であれば、大災害に備えての大規模調査のはずでしたが、あと一步のところで実現するこ

とができませんでした。本当に災害はいつくるかわからないということを、身に染みて感じました。

また、震災直後ということもあり我々の遠慮が生んだ後悔として、「津波被害にあった自治体が優先されなくてはいけない時に、うちのことでの邪魔するわけには…」と、宮城資料ネットや県の担当者に相談することを幾度もためらったことがあります。今にして考えれば、もっと頼るべき所を頼っていれば、より適切な対応が出来たのではないかという思いがあります。

保全した史料の活用としては、まだまだ多くの史料の目録作成が追いつかず、「もらいっぱなし」・「しまいっぱなし」に近い状態にあり、活用できる状態までになっていないものもあります。これは、組織としての対応である継続的な活動をするための人的・物的体制づくりが不十分であることが考えられます。それは担当者として、市民に対しても行政内部に対しても、このような現状についてのアピール不足ということを痛感しています。

また、自力の限界として、弱小教育委員会と兼務に兼務を重ねるその職員だけでは、郷土の歴史を守ることは決してできない現状があります。特に大きな災害時などは、小さな役所の職員だけでは、どうしてもその初動に遅れが出てします。そのような状態の中では、力になってくれる人材がどうしても必要となります。そこで、協働の必要性として地元の郷土史家、大学等の研究機関・関係者、史料の所有者と日頃から密接な関係を築いておくことが大変重要であると考えています。郷土の歴史資料を残すためには、地域の協力者・理解者を増やして残していく必要があると強く感じています。

講演終了後の質疑・応答

Q1 館林市

現在市史編さんを行っている当市では、市史編さんが終了した後に、編さんしたものをどのように次へつなげていくかを課題として考えています。また当市でも、人材不足・予算不足についても頭をかかえている現状があります。

そこで、櫻井さんが異動された後、現在の市の活動がどうなっているか教えていただきたいと思います。また、ミュージアムや図書館、公文書館等の行政内の分担はどうなっているかを教えていただけます。

A1

私が異動した後、文化財担当は現在3名となっております。その担当者で今まで通りの活動を維持できるようにがんばっていますが、古文書の整理については追いつかない状況があります。外部にお力添えを頂きながら、目録の作製を続けています。合わせて、外部に発信するシンポジウムを毎年一回は行うようにしています。このように、担当者が今までと同じ活動を維持しようと、日々がんばっている状況であります。

行政内の連携・分担についてですが、白石城と歴史探訪ミュージアムは、管理については外郭団体が行っていますが、団体には学芸員がいないので、白石城の展示室について教育委員会の文化財係が担当しています。また、図書館に私がいるので、文化財係と図書館でそれそれわからないことがあれば、連絡を取り合いながら対応しています。総務課の公文書担当とは、古いものが出てきた時に連携をとっています。

Q2 下仁田町

お詫の中です、廃校を資料室として活用したとのことでありましたか、煙蒸や防火対策などについてどのようにしているのでしょうか。当町も廃校の活用について検討をはじめているところなので、参考にさせていただきたいと思います。

A2

廃校の活用について、県からは簡易な（現状に戻せる）改築にするように指導がありました。その中で、収蔵室等につきましては、エアコンと除加湿ユニットを各2台設置して、温湿度に応じて稼働させるように管理しています。防火については、火災報知器を増設し、消防の点検がクリアできるようにして県の許可をとって活用させてもらっています。

Q3 文書館

廃校利用の年間維持コストはどのくらいでしょうか。

A3

平成27年度は、予算ベースで電気代は約30万でした。また、警備費に約30万、水道代については今のところ請求はありません。それらの他にある消耗品も含めて、おおよそ年間70～80万ぐらいのランニングコストかと思います。

Q4 文書館

古文書類の史料調査の段階で写真撮影をしている

とのことですが、撮影した画像について、記録保存の意味合いはあるのでしょうか。または、目録作成利用以外での画像の活用があれば教えて下さい。

A4

史料調査での撮影は、目録作成利用以外にも「記録をとる」というのも大きなねらいです。実際の活用としては、目録作成時の活用と、利用者閲覧のために活用しています。利用者閲覧については、利用請求があった場合に、まず写真で確認をしていただくようになっていますので、そこで利用しています。

○平成27年度策定「地域史料保存活用の手引き①」へのアドバイス

市町村の担当職員は、このような資料を出していただけだと大変助かると思います。また、担当者だけでなく、史料保存についての説明時には、市民の方にも直接お見せすると史料保存への理解を得ることが出来ると考えます。

以上、平成28年2月26日に開催された、「平成27年度文書（地域史料）等保存活用研修会」の講演についての概要を報告いたしました。

平成28年度「群文協」総会の概要

平成28年5月24日に、群馬県立文書館で開催された「平成28年度総会及び説明会」。36県市町村会員より、20県市町村から34名（説明会は37名）の出席がありました。以下、平成28年度総会の概要について報告いたします。

* 平成28年度総会議事 *

- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 平成27年度事業報告 |
| 第2号議案 | 平成27年度決算報告・監査報告 |
| 第3号議案 | 平成28年度役員の改選 |
| 第4号議案 | 平成28年度事業計画（案） |
| 第5号議案 | 平成28年度会費・予算（案） |

議事は、第1号議案から第5号議案までを事務局員が説明し、すべて満場一致で承認されました。

平成28年度に関する議案の概要につきましては、以下のとおりとなっております。

* 平成28年度の役員 *

会長	群馬県立文書館館長	石原 孝雄
副会長	前橋市総務部行政管理課長	根岸 隆夫
	高崎市総務部企画調整課長	太田 直樹
	太田市総務部参事	荒木 清
理事	桐生市総務部総務課長	青木 紀夫
	沼田市総務部総務課長	小林 信博
	神流町総務課長	新井 昇
	玉村町総務課長	萩原 保宏
	長野原町総務課長	唐沢 健志
監事	中之条町総務課長	鈴木 幸一
	みなかみ町総務課長	原澤 志利

総会終了後に説明会として、事務局より群文協作成資料等の説明を実施しました。以下その説明会の概要について報告いたします。

説明1

「なぜ記録を残さなければならないのか？」

—公文書保存の意義とそのための手立て—

群文協事務局 小高 哲茂

地域の記録の大きな柱

技術の進歩により、文書の作成・複製が容易となり、昔よりも同じ時間内により多くの業務を進める必要性から、個々の文書を大事にしようとする意識が希薄になってきています。このため以前よりも、「残す」ことを努めて意識する必要があります。

地域の記録の大きな柱の1つは、行政の記録である公文書、行政刊行物 等、もう1つは、民間の記録です。民間の記録については、古文書のような前近代の古いものも大事ですが、今は必ず“過去”になるので、今集められるものを集め、残していくという考え方も必要となります。

地方自治の目的を「行政と住民の協働によるより良い地域社会の創造」と考えた時に、質が高く役立つ記録を蓄積し、行政と住民が相互にこれらの情報を共有することが肝要となります。その際、どのように情報を使うか、情報リテラシーの普及と併せて、住民持ち寄り写真のスキャニングによるデジタルアーカイブズ構築など、住民との協働による記録の蓄積も必要です。また公文書の評価選別は、保存する記録の質を決める重要な作業であり、その基準が「評価選別基準」ですが、この検討委員会を住民より公募し、制定作業を進めることも考えられます。

誰が残すか、何を残すか……

公文書等は、行政職員が作成者、保存管理担当者であることから、行政職員でなければ残すことが不可能であり、(誤)廃棄等の責任は、行政職員側が全て負うこととなります。民間の記録は、個人の所有物のため、原則的には各個人の対応だが、行政側の記録(公文書)ではカバーできない範囲の記録類も多いことから、内容によっては自治体で収集・保存し、情報を住民が広く共有できるようにする必要があります。

記録を残すためには、行政の記録であれば、まず恣意性を排除すること、そして系統立てた保管や保

* 平成28年度の予算 *

【収入の部】

会費	229,200円	県・市町村負担分
雑収入	1,022円	繰越金
計	230,222円	

【支出の部】

会議費	2,000円	理事会等
事業費	200,000円	講演会、研修会、会報
事務費	28,222円	事務用品、通信費等
計	230,222円	

* 平成28年度の事業計画 *

- 総会、説明会の開催(年1回、5月24日)
- 理事会の開催(年2回)
- 研修会
 - ・公文書等保存専門講座(11月中～下旬)
 - ・文書(地域史料等)保存活用研修会(1月中～下旬)
- 「地域史料保存活用の手引き②」検討委員会の開催(年5回)
- 会報ねっと群文協発行(37号・38号)
- 調査研究

存がポイントです。民間の記録であれば、より公共性・公益性の高いものを自治体が保存していくことになります。

評価選別は、「何を残し、何を捨てるか」考える作業ですが、将来「何が残るか」という、記録の「質」を決める行為と言えます。そして評価選別基準は、実務作業の基準ですが、どのような意図・意識で、この記録を残したかという、説明（意思表明）ともなります。定期的な評価選別作業・基準の見直しも必要です。そして利用者の立場でニーズを考えることが必要です。但し、当面の利用のみで無く、将来性も視野に入れる必要があります。また保存管理には、コストがかかります。そのため残す文書の量・内容が適正か、チェックする必要があります。この時、記録利用から生まれる新たな価値も考えるべきです。残し方についても、現物で残すか、情報だけ残すか、資料によっては、スキャニングし電子媒体での保存も考えられます。

群文協成資料（公文書関係）

群文協では、市町村の担当者と一緒にワーキンググループを作り、これまで数々の公文書保存・管理・活用のための資料を作成してきました。

これら資料は、現用公文書管理から、歴史公文書の保存に至る、一連の保存管理改善の参考になる資料です。群文協ホームページでダウンロードが可能です。

記録を残すこと

自治体の運営を農作業にたとえるなら、「土作り」が“知的資源（公文書等）を適正に保存し活用への体制を整える”こと、「水やり」や「手入れ」が“効率的な運営や説明責任を果たす”ということ、そしてそこから得られる「作物」とは“より良い政策・地域づくり”となります。適正な記録保存による知的資源の蓄えは、有機肥料のような形でじわりじわりと地域社会の発展や人材の育成につながっていくのではないでしょうか。

（以上、説明1について、前半部の要旨を掲載いたしました。後半部は、次号にて報告します。）

説明2

平成27年度策定「地域史料保存活用の手引き① —所在確認・調査・自宅保存編一」について

群文協事務局 青木 裕美
古文書など地域に伝わる史料（地域史料）は、歴

史を今に伝える大切な「地域のたからもの」です。地域に伝わった意味を振り返り、可能な限り地域で保存していくことが大切です。しかし、個人宅に所蔵された史料などは、緊急を要さない場合には所在確認や調査が後回しにされるケースが多々あります。群馬県では1970～90年代に『群馬県史』が刊行され、県内全域で史料所在調査が行われましたが、その際に確認されていた史料ですら、近年、世代交代や転居に伴う紛失、散逸の危機に直面しています。また、平成26年度に郡文協で各市町村に向け実施したアンケートでは、古文書などの史料の取り扱いについて専門的な知識、ノウハウや専門人材の不足が問題となっている現状が指摘されました。

これを受けて当協議会では、はじめて自治体の文化財担当になられた方を対象とし、古文書などの史料の扱いが不慣れな方、これから資料調査に取り組もうとされている方に最低限行ってほしい史料保存・活用の手立てをまとめた「手引き」の作成を行うこととなりました。

平成27年度第1回総会の承認を受けて市町村に委員を推薦していただき、19市町村の文化財担当者を委員とする「地域史料保存活用の手引き」検討委員会を立ち上げ、平成27年9月より4回の会議を開催して検討を行いました。その中で、より充実した内容の「手引き」とするため、当初予定していた単年度事業から3ヶ年事業に変更となり、三部構成で作成することとなりました。

平成27年度に作製した「手引き①」は、史料の所在確認や調査、所蔵者宅での保存といった初動対応について、状況に応じた判断ができるように作成しました。

「手引き①」は郡文協のHP (<http://www.archives.pref.gunma.jp/99gunbunkyo/gunbunkyo-menu.html>) 上で公開しています。是非積極的にご活用いただき、各自治体における地域史料の保存・活用の一助としてください。なお、平成28年度は「②—収集・施設保存・防災編一」、平成29年度は「③—目録作成・装備・公開編一」の策定を予定しております。

ねつと群文協 第37号 2016.9.30発行
群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会
〒371-0801 前橋市文京町3-27-26
群馬県立文書館内
☎027-221-2346 FAX027-221-1628
HP : <http://www.archives.pref.gunma.jp/>
(群馬県立文書館ホームページ内)